

事務事業評価

平成 23 年度

担当グループ 税務グループ

基本事項	事務事業名	税のコンビニ納付				整理番号	0504					
	根拠法令等	地方自治法施行令第158条の2			実施を義務付ける規定	○あり ●なし						
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第1章 機能が充実した都市をつくる	予算科目	2 款 2 項 2 目	◎継続 ○新規							
		節	事業区分	市民サービス事業								
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	景気低迷や交付税の削減により地方自治体の財政状況は年々厳しくなり、本市においても税を始めとする自主財源の確保は大きな課題である。特に本市は滞納繰越額が大きく、この縮減とともに新たな滞納を防ぐ必要がある。また、会社勤めの納税者からは、勤務時間内に市税が納付できないため、1年を通して24時間利用できるコンビニエンスストアでの市税収納の導入の要望が寄せられている。					計画期間	始期	平成	23 年から		
	事業の対象及び目的 (誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	平成23年度から軽自動車税についてコンビニでの納付ができるようにし、納税者の納付機会を増やして利便性を拡充することで、納期内納付率を高めて現年課税分の収納率を向上させ、かつ新たな滞納を防ぐことで、滞納繰越分の縮減を図る。					終期	平成	年まで			
	目的達成のための手段・方法	日本全国の主なコンビニエンスストアで1年間を通して24時間市税納付ができるようにする。また、利用率を向上させるための周知・広報を行う。										
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	①納期内納付率の向上 納期内納付率の向上を図り収納率を向上させる。また、納期内納付が増えることで督促状の発送数が減り、郵便料を削減できる。 ※実績については、23年11月現在	名称等(内容)	単位	21 年度	22 年度	23 年度					
			目標	%			1.5					
			実績	%			0.92					
達成率		%			61.3							
②コンビニ納付利用率 利用率を高めることで費用対効果を上げることができる。 ※実績については、23年11月現在		目標	%			18.0						
		実績	%			19.7						
	達成率	%			109.4							
活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	①平成23年度から軽自動車税を、コンビニ収納を実施する。平成24年度から市県民税、固定資産税、国民健康保険のコンビニ収納を実施する。	目標										
		実績										
事業費等の推移	区分	年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度				
			実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画				
	①直接事業費(千円)				4,564	409	1,210					
	財源内訳	国 県 支 出 金				953						
		地 方 債										
		そ の 他										
		一 般 財 源	0	0	0	3,611	409	1,210				
	②従事職員給与費 b1×b2	0	0	0	788	796	146					
従事職員数(人) b1				0.11	0.11	0.02						
職員平均人件費 b2	7,179	7,153	7,162	7,168	7,236	7,277						
事業費合計 ① + ②	0	0	0	5,352	1,205	1,356						

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的 妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 変わっていない。むしろ高まっている。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である コンビニ納付は民間事業者への収納委託である。	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞込む必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 D=適切ではない 平成24年度から、市県民税、固定資産税、国民健康保険税を対象とする事で、市民サービスの拡大と費用対効果の向上が見込まれる。	A
有効 性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 利用率は目標を上回ったが、納期内納付率が目標の6割ほどしかなかった。	B
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 市民への周知を徹底することにより利用率の向上が見込める。	B
効 率 性	⑥活動量や成果を下げずにコストを縮減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 利用率を上げることで費用対効果を上げることは可能だが、コスト自体を下げることは難しい。	A
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 収納委託という性格上、他の事業との統合は考えられない。また、委託してしまえば事務的な作業はほとんど生じない。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 本市と収納代行業者との間での業務委託であり、他の組織間の連携等の問題は生じない。	A
公平 性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 コンビニエンスストア側で規制されている場合を除き、納税者すべてが利用できるため公平性に問題はない。利用料も適切と考える。	A
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要			A
判定評点平均			2.80
A=3、B=2、C=1、D=0として換算			

◎ 総合評価			
評 価 結 果	◎ A 継続実施(特段の見直しは行わない) B 改善・見直しを行う ○ B1 事業規模の拡充 ○ B2 事業規模の縮小 ○ B3 事業内容の改善・見直し ○ B4 その他の見直し ○ C 休止(隔年実施などへの変更) ○ D 廃止(終期の設定等を含む)	判 断 理 由	23年度は軽自動車税のみの実施であり、市県民税、固定資産税、国民健康保険税のコンビニ収納を実施し、その利用率等の結果によって費用対効果等の判断ができると考える。また、市民の利便性の面から言えば、ある程度費用対効果が悪くとも継続して実施すべきと考える。
	今後の課題及び改善策、見直しの状況		
<p>・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。</p>			

【2次評価】

総合判定	A 継続実施(特段の見直しは行わない)
備考	市県民税、固定資産税、国民健康保険税へ対象を拡大することにより市民の利便性は格段に向上すると考える。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	801 (千円)